

堺市景観計画の改定について

改定の背景	現状の把握	主な改正点	堺市景観計画（現行）
<p>○上位計画・関連計画の反映 新たに策定された現行の上位計画（堺市基本計画 2025）や関連計画（堺市都市計画マスタープラン等）の内容に沿った修正</p> <p>○景観計画策定時からの地域の変化 計画策定後の事業状況や新たなエリア動向を考慮した修正</p> <p>○重点地域での取組の強化 重点地域に位置付けている堺環濠都市地域において、現状やエリア特性を踏まえた景観施策の検討</p> <p>○行為の届出等の業務遂行上の課題に対応した変更 - 景観施策運用開始当初はなかった技術的な進歩やデザインのトレンド等への対応 - イメージしやすい定性的な表現への変更およびガイドラインの充実</p>	<p>○上位計画・関連計画の確認 堺市基本計画 2025 や SDGs 未来都市計画（2021～2023）、堺市都市計画マスタープランなどの上位・関連計画を踏まえた方針等の文言修正</p> <p>○景観特性の現状の把握 -重点的に景観を図る地域の現状の把握（百舌鳥古墳群周辺地域、堺環濠都市地域） -現行計画策定後に大きく変容した地域及び今後変容する見込みの地域を抽出、景観特性や色彩特性、現状の景観施策の分析等</p> <p>○市民意識の把握 景観施策等に対する市民意識の把握（市民、関係人口（来訪者）、事業者へのアンケート調査）</p> <p>○景観施策の現状の把握 景観施策の運用実績の検証 - 大規模建築物等の届出 - 景観地区の認定申請 - その他啓発等の景観施策</p>	<p>① 基本方針の再構成 上位・関連計画の改定を踏まえ、基本方針を点検し、記載する順番を入れ替えるなど再構成を行う。</p> <p>② 地域別景観形成方針の見直し 上位・関連計画の位置づけや景観計画策定時からの地域の変化を踏まえた地域別景観形成方針の修正を行う。 特に、拠点での事業やプロジェクト推進を踏まえた方針追記を行う。</p> <p>③ 公共事業の積極的な景観形成の追記 公共事業の役割や、拠点等での公共事業の進展/今後の推進を踏まえて、公共事業における積極的な景観形成への配慮について追記を行う。</p> <p>④ 堺環濠都市地域の基準強化 堺環濠都市地域について、重点的な景観形成を図る地域の位置づけに基づき、区域や基準の設定を行い、景観誘導を図る。</p> <p>⑤その他 - 行為の制限（景観形成基準）において、これまでの運用における課題、新たな技術やトレンド等に対応した基準の追記を行う。 - 屋外広告物による景観形成において、維持管理の観点を充実する。 - 住民主体の景観形成の取組において、周知啓発等の観点を充実する。</p>	<p>第1章 はじめに 景観計画策定の背景 景観形成の意義 計画の位置づけと役割 景観計画の区域</p> <p>第2章 活かしたい堺の景観と景観形成の理念・基本方針 堺市らしい景観とは 活かしたい堺の景観（理念） - 共に守り、育み、創造する景観文化 - 古代から未来へ輝くまち・堺（基本方針） ○“堺で暮らす”魅力を高める ○“堺文化”の個性を守り育む ○活力ある“まちの顔”をつくる 堺市の景観特性 自然景観／歴史文化景観／市街地景観／</p> <p>第3章 地域別景観形成方針 地域特性に応じた景観形成 地域の景観の読み解き 都心・周辺市街地景観／ 近郊市街地景観／郊外市街地景観 田園景観／丘陵市街地景観／ 丘陵地景観／臨海市街地景観</p> <p>第4章 景観形成の推進方策 推進方策の基本的な考え方 全市における景観形成 - 大規模建築物等の景観誘導 P.3（詳細 P.7～） - 公共事業における景観形成 - 屋外広告物による景観形成 P.3（詳細 P.8） 重点的に景観形成を図る地域 - 百舌鳥古墳群周辺地域 - 堺環濠都市地域 P.2（詳細 P.4～） - 住民主体の景観まちづくり P.3（詳細 P.8）</p>

■ 現状・課題

(現行計画の位置づけ)

○堺環濠都市地域については、重点的な景観形成を図る区域に指定も、具体的な区域や方針、基準等は未設定

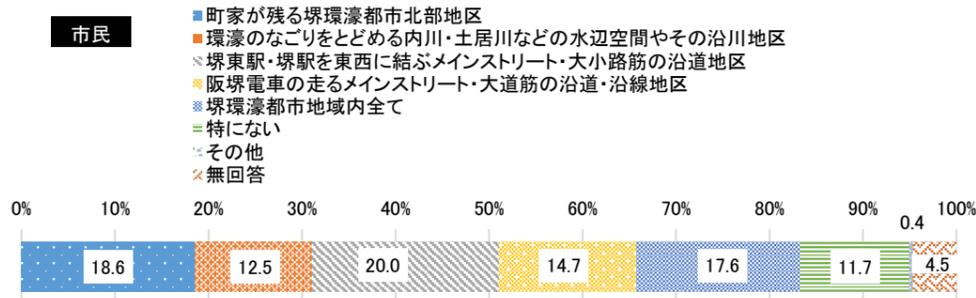
(主な関連計画)

『堺都心未来創造ビジョン』 大小路筋 (SMI 都心ライン) や大道筋等でさまざまな施策を推進
『堺市歴史的風致維持向上計画』 「環濠都市区域」は歴史的風致の維持及び向上を図る重点区域に設定

(市民意識)

- 堺環濠都市地域内で積極的に景観形成すべき場所について、「特にない」を選択した人を除き、8割以上がいずれかの地区で積極的に景観形成すべきと選択
- それぞれの地区を重視する理由は異なっており、地区の特性に応じ、環濠都市の名残をとどめる貴重な景観の保全、個性や魅力ある景観形成、にぎわいに寄与する景観形成等を進めることが求められている

堺環濠都市地域で守っていききたい景観の場所 (単数回答) (n=505)



(現況調査)

- 大道筋など幹線道路沿道を中心にさまざまな規模の建築物が道路に沿って連続して建ち並ぶ
- 高容積率が指定され、前面道路幅員も大きいエリアであり突出した建築物が建築されやすい
- 大規模建築物はこれまでの景観誘導の効果もあり周辺に配慮した景観形成が進む
- 中規模建築物で目立つ色彩の建物が点在していた
- 今後予定される SMI プロジェクトによる整備も想定すると、道路での公共空間再編や沿道建物の建替え等の景観形成が進む予定

大道筋沿いに建ち並ぶさまざまな規模の建築物

大道筋沿いの目立つ中規模建築物

SMI プロジェクトによる整備が想定される交差点



■ 主な改正点

(1) 区域の設定

景観計画では「歴史文化資源や歴史的まちなみと調和したにぎわいの創出と活力ある景観形成」を図る地域として重点地域に位置付けており、歴史的風致維持向上計画において、重要文化財や指定等文化財、町家等の歴史的建造物が集積している地域として重点区域に位置付けられている「堺環濠都市区域」と同じ範囲とした。

(2) 対象の設定

これまで対象であった大規模建築物に加え、景観上突出する懸念のある中規模建築物を誘導対象に加える。(高さ10m超、地上4階以上、延べ面積500㎡超)

(3) 景観形成について

- 方針 堺環濠都市地域の特性を生かした市街地の景観を形成するため、本地域の景観の目標を次のように定めます。

類いまれな歴史文化や都市機能を活用した
本市のにぎわいや活力を牽引する魅力ある都市空間の創造

○行為の制限 (景観形成基準) (抜粋)

堺環濠都市地域内では多様な景観の特性を有し、かつ、都心であるため、建築物等の更新や SMI プロジェクト等の構想があり、今後、景観が変化する可能性があることを踏まえ、周辺景観への配慮を求めつつ、地域特性へ配慮する基準を設定する。

【まちなみ】

- 大小路筋や大道筋沿いにおいては、ウォーカブルな街路空間や交差点部でのにぎわい空間、魅力的な夜間景観などのまちなみ形成を図る。
- 町家が点在する北部、寺社が点在する東部および南部、紀州街道などの街道沿いにおいては、昔ながらの低層のまちなみに配慮し、建築物の形態・意匠や外壁の材料を工夫するなど、歴史的な建築物が主体となったまちなみ形成を図る。
- 内川・土居川の濠沿いにおいては、水辺空間との連続性を意識したまちなみ形成を図る。

【敷地】

- 大小路筋や大道筋沿いにおいては、歩いて楽しい沿道景観となるように、植栽の充実やベンチの設置、空地の確保など開放的なしつらえとする。
- 町家が点在する北部、寺社が点在する東部および南部、紀州街道などの街道沿いにおいては、周辺の歴史的な建築物の壁の位置にあわせて、まちなみと調和した門柱や塀等を設けるなど、歴史的なまちなみに配慮した敷地とするよう努める。
- 濠沿いにおいては、遊歩道との連続性や緑化に配慮した敷地の形態・意匠とし、潤いを感じられる水辺空間の演出に努める。

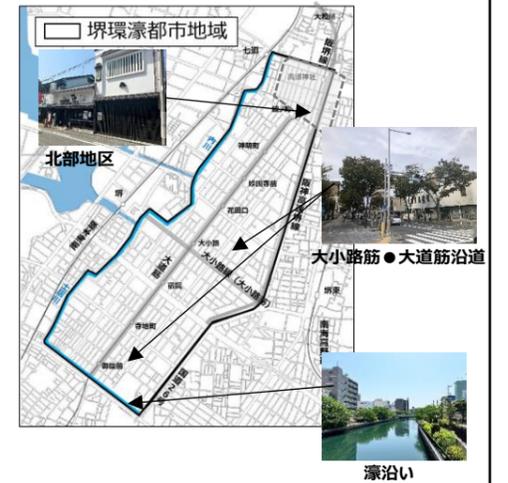
【建築物の形態・意匠】

- 大小路筋や大道筋沿いにおいては、都心のにぎわいに寄与するよう、質の高いデザインや魅力あるまちなみ形成に努める。
- 町家が点在する北部、寺社が点在する東部および南部、紀州街道などの街道沿いにおいては、町家や寺社といった歴史的な建築物にみられる漆喰・板塀といった伝統的な材料や色彩の特徴、壁の位置などに配慮した形態・意匠とする。

【建築物の外壁の色彩】

- (大規模建築物) これまでと同様
- (中規模建築物) 堺環濠都市地域の多様な景観特性を踏まえ、突出した色彩を避けるべく、ベースカラーとして用いる色彩の範囲は右表とする。

色相	彩度
YR (橙) 系	6 以下
R (赤) 、Y (黄) 系	4 以下
上記以外	2 以下



改正点⑤ その他

○行為の制限（景観形成の基準）

■現状・課題

（大規模建築物の届出等の運用実績の検証）

- これまでの大規模建築物や景観地区での景観誘導により、周辺に配慮した景観形成が進められている一方、実績を重ねたゆえの運用の課題が挙がっている
 - > 定量・定性的な基準の解釈、新たな建築意匠・技術への対応など、運用上苦慮する点の改善が必要（具体的には、色彩の多色使い、自然素材の使用、ガラスやルーバー、植栽の基準など）
 - > より分かりやすい表現への修正が必要

■主な改正点

- より分かりやすい表現として、ベースカラー、サブカラー、アクセントカラーの定義を明記
- ベースカラー色彩の多色使いを防ぐため、面積基準を追記
- サブカラー色彩のアクセント使いを防ぐため、彩度の基準を追記
- 近年、よく見られるようになった写真やイラスト、図形などを用いた場合の扱いを明確にするため、アクセントカラーと明記
- 近年、よく見られるようになったルーバーや建具、建築設備等、ガラスを用いた建築物としてのデザインに対応するため、外壁の色彩としてみなす場合があることを明記
- 自然素材に似せた人工素材の普及により、自然素材の判断が困難であるため、自然素材についても外壁の色彩とみなすことを明記
- 潤いのある道路空間に寄与するよう、敷地への植栽の配置を明記

○屋外広告物による景観形成

■現状・課題

- 近年、自然災害が日本各地で発生しており、各地の屋外広告物に多くの被害が生じていることから、所有者等は適切に維持管理する必要がある
- デジタルサイネージ等の新たな広告媒体に対する配慮などが必要
- 大規模な屋外広告物に対する配慮事項が具体的でなくイメージしにくい



■主な改正点

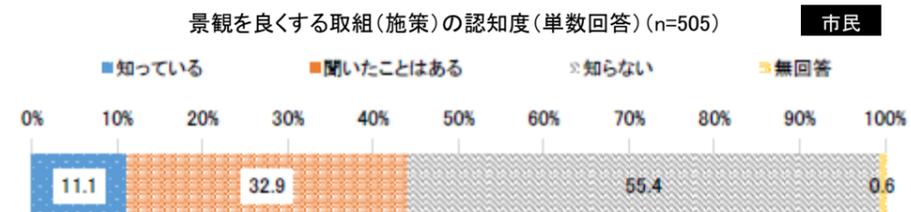
【屋外広告物による景観形成に関する追記事項】

- 屋外広告物の落下や倒壊が生じると、人命に関わる被害が発生する可能性もあることから、屋外広告物の所有者等が定期的に安全点検を実施するなど、適切に維持管理をする必要がある旨を記載
 - 広告物の色彩やデジタルサイネージ等の新たな広告媒体に対する配慮の必要性を追記
- ##### 【大規模な屋外広告物への配慮事項】
- 広告物の掲出位置やデザイン等の統一感への配慮を追記
 - 道路沿道への掲出を控える旨を追記
 - 照明や発光を伴うものについて、明るさを抑える旨を追記
 - 信号の視認性等への安全性への配慮を追記
 - 点検のしやすさや耐久性などの安全性への配慮を追記

○住民主体の景観形成に向けた活動

■現状・課題

- 景観施策の認知度が4割と、半数を下回る（意向調査より）
- 景観形成の取組への興味が低い（無回答4割）ものの、興味がある事項としては、地域の景観を学ぶセミナーやフィールドワークなどへの関心が高い（意向調査より）



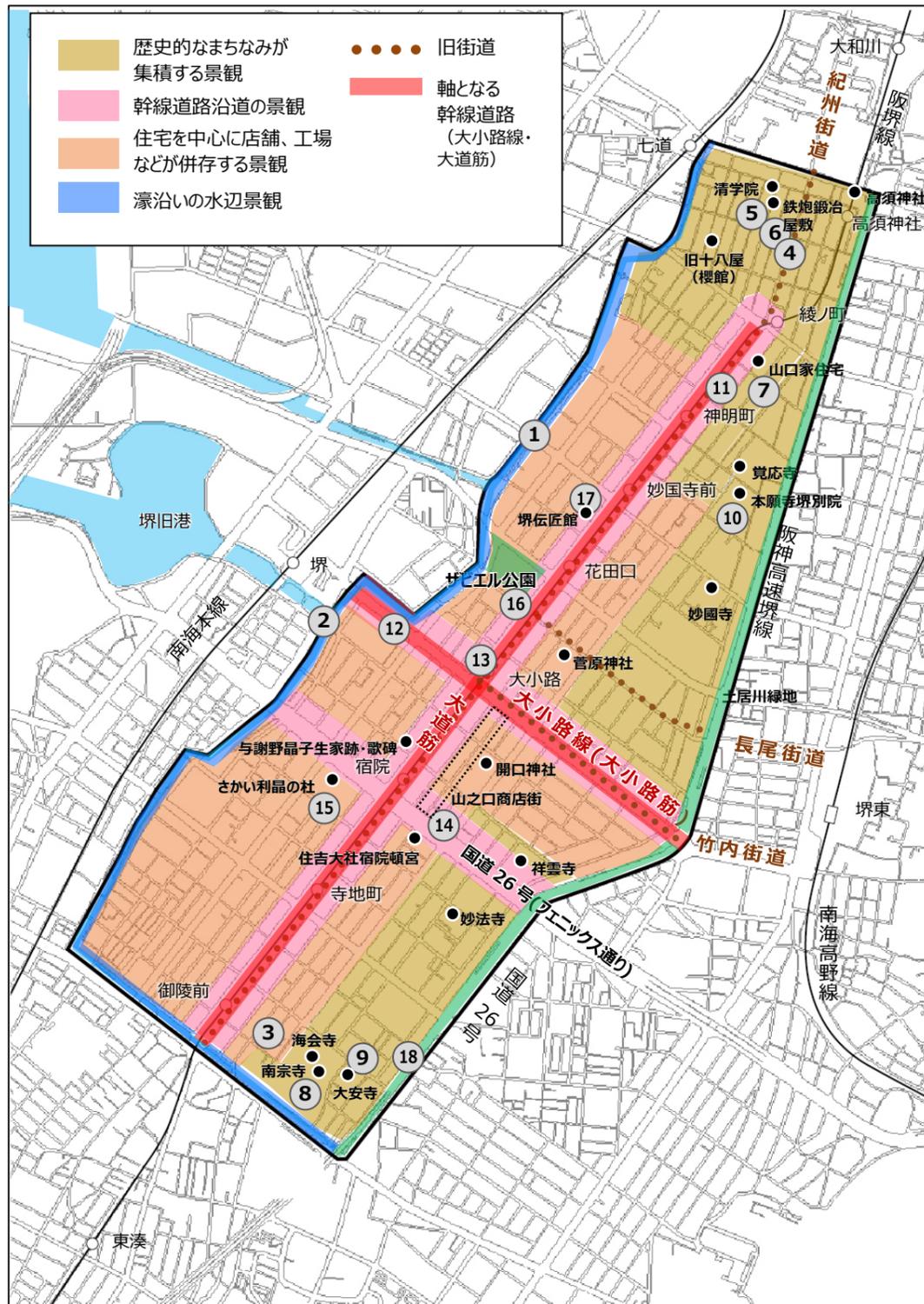
■主な改正点

引き続き、景観施策の認知度を上げ、興味を持って取り組んでもらうことをめざし、「景観形成を先導する担い手の育成」として、景観に関するPRや情報発信、表彰イベントの開催など、本市の取り組むべき事項を分かりやすく表記した構成に修正

改正点④の詳細 堺環濠都市地域の基準強化

■堺環濠都市地域における景観特性図

本地域の景観特性を、景観特性図として示します。



■地形・自然景観



① 修景事業により護岸改修や遊歩道整備が行われ、今もなお環濠の名残をとどめる内川の水辺空間



② 市民の憩いの場となっている土居川の水辺空間

■歴史文化景観



③ 江戸時代の「元和の町割」で整備された碁盤目状の街路や街区が残るまちなみ



⑥ 環濠北部に残る、切妻造・虫籠窓・格子・白漆喰等が特徴的な町家



⑨ 寺町の一角を形成する大安寺



④ 紀州街道沿いの町家が残るまちなみ



⑦ 堺市立町家歴史館として活用されている山口家住宅



⑩ 寺社が集積するまちなみ



⑤ 保存修理工事後の井上関右衛門家住宅（鉄炮鍛冶屋敷）



⑧ 寺町の一角を形成し、周囲を土堀で囲まれた南宗寺



⑪ 古くからの町家が残る大道筋沿いのまちなみ

■市街地景観



⑫ 歩行者空間を重視したシンボルロードであり、けやき並木が美しい大小路線（大小路筋）



⑬ 市民の憩いの場となっているザビエル公園



⑬ 中央には路面電車が走り、沿道では町家をはじめとする多様な景観資源が残る大道筋



⑭ 堺の伝統産業を一堂に集めた堺伝匠館



⑭ 戦後復興のシンボルとして植樹されたフェニックスが特徴的な国道26号（フェニックス通り）



⑮ 戸建て住宅・共同住宅が併存する街区内の住宅地の景観



⑮ 優れたデザインでランドマークとなっているさかい利晶の杜

改正点④の詳細 堺環濠都市地域の基準強化

■堺環濠都市地域における景観形成の方針

環濠都市の特性を踏まえた市街地の景観を形成するため、本地域の景観の目標を次のように定めます。

**類いまれな歴史文化や都市機能を活用した
本市のにぎわいや活力を牽引する魅力ある都市空間の創造**

そして、この目標を実現するための方針を次のように定めます。

1. さまざまな都市活動を誘引する、都心として活力あふれる魅力的な景観を形成します。
2. 大小路線（大小路筋）や大道筋沿いにおける歩いて楽しい沿道景観を形成します。
3. 堺環濠都市地域における歴史的なまちなみを保全し、それらと調和した景観を形成します。
4. 濠沿いの水辺空間と調和した景観を形成します。

■堺環濠都市地域における景観形成の基準

① 届出対象行為

行為の種類	対象規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 ※	次のいずれかに該当するもの（増築・改築後に以下の規模になるものを含む） -建築物の高さが10mを超えるもの -地上4階以上のもの -延べ面積が500㎡を超えるもの

※ 建築物の増築、改築については、増築又は改築をする部分の床面積の合計が、既存の建築物の延べ面積の10分の1を超えるもの。また建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更については、当該外観の変更面積が従前の外観の見付面積の3分の1を超えるもの。

② 行為の制限（景観形成の基準）

項目	景観形成の基準
A. 地域特性	<p>堺環濠都市地域は、歴史的なまちなみや利便性の高い活気ある都心など、さまざまな特性のエリアで構成された地域であるため、建築物が立地するエリアの地域特性に配慮し、方針に則った計画とする。</p> <p>【地形・自然特性に関する基準】 -堺環濠都市地域の魅力的な景観形成に向けて、濠の水辺空間や街区内の潤いある公園・緑地空間といった地域資源等を読み取り、それを意識した計画となるよう工夫する。</p> <p>【歴史文化特性に関する基準】 -戦禍を免れた北部地区に点在する町家や東部および南部に点在する寺社などにみられる、歴史的な建築物の外観・意匠、外構などの特性、町割や格子状の街区・街路といった地形特性、複数の街道が存在するまちなみ特性を読み取り、環濠都市地域の歴史文化資源等との関係性に配慮する。</p> <p>【市街地特性に関する基準】 -都心としてふさわしい質の高い都市空間の形成に向け、景観形成を先導し、周辺景観の向上に結び付くような形態・意匠とする。 -堺環濠都市地域の骨格を形成する大小路筋や大道筋においては、主要な交通動線として多くの人々の目に触れ、エリアの印象を決定づける重要な景観形成の軸であることから、建築物の形態・意匠の連続性や通りとしての見え方を意識し、歩いて楽しい沿道景観となるよう配慮する。特に低層部ではしつらえを工夫し、にぎわいを演出するように努める。</p>

項目	景観形成の基準
B. まちなみ	<p>B-1 周辺との調和</p> <p>-周辺建築物の高さや低層部の軒高、壁面の位置、外壁の意匠や材料などを考慮し、調和の取れたまちなみ形成を図る。 -特に人の目につきやすい低層部については、形態・意匠に加え外構の配置も考慮し、周辺との調和に配慮する。 -大小路筋や大道筋沿いにおいては、ウォーカブルな街路空間や交差点でのにぎわい空間、魅力的な夜間景観などのまちなみ形成を図る。 -町家が点在する北部や寺社が点在する東部および南部、紀州街道などの街道沿いにおいては、昔ながらの低層のまちなみに配慮し、建築物の形態・意匠や外壁の材料を工夫するなど、歴史的な建築物が主体となったまちなみ形成を図る。 -内川・土居川の濠沿いにおいては、水辺空間との連続性を意識したまちなみ形成を図る。</p>
	<p>B-2 まちかど（交差点）の景観形成</p> <p>-まちかどに位置する建築物については、人々の目にとりやすいことから、その場所の特性に十分配慮し、まちかどを印象付けるような形態・意匠とする。 -まちかどでは、植栽の充実を図りゆとりと潤いのある空間を創出する。特に、大小路筋や大道筋における多くの人が行きかう交差点では、積極的に滞留空間の形成に努める。</p>
	<p>B-3 通りの景観形成</p> <p>-低層部の商業施設などにおいては、まちなみの連続性を意識し、形態・意匠、空地の配置を工夫するなど、歩いて楽しい通りのにぎわいを演出するような意匠とするよう努める。 -低層部の壁面を後退し、植栽を配置するなど、ゆとりと潤いのある空間の形成に努める。 -大小路筋や大道筋沿いにおいては、本市のにぎわいや活力をけん引する魅力あるまちなみ形成に寄与するよう、質の高いデザインに努める。 -北部地区において、町家などの歴史的建築物に配慮した通り形成に努める。</p>
C1. 建築計画／敷地	<p>C1-1 空地の配置・意匠</p> <p>-敷地内の境界付近に、道路空間などと一体となったゆとりと潤いのある空間を創り出すように、空地の配置・意匠に配慮する。特に、大小路筋や大道筋沿いにおいては、歩いて楽しい沿道景観に寄与するよう、空地を効果的に配置する。 -敷地内の空地では植栽の充実や舗装のしつらえの工夫など、潤いのある空間となるように努める。</p>
	<p>C1-2 敷地の形態・意匠</p> <p>-敷地の塀・フェンスなどについては、植栽になじむ低明度・低彩度のものとするなど、めだちすぎないような形態・意匠とする。 -敷地に植栽を配置するなど、潤いのある道路空間となるよう配慮する。また、隣地との境界の仕様を工夫し、通りとして緑が連続するように努める。 -大小路筋や大道筋沿いにおいては、歩いて楽しい沿道景観となるように、植栽の充実やベンチの設置、空地の確保など開放的なしつらえとする。 -町家が点在する北部や寺社が点在する東部および南部、紀州街道などの街道沿いにおいては、周辺の歴史的な建築物の壁の位置に壁面をそろえる、または壁の位置に合わせてまちなみと調和した門柱や塀等を設けるなど、歴史的なまちなみに配慮した敷地とするよう努める。 -濠沿いにおいては、遊歩道との連続性や緑化に配慮した敷地の形態・意匠とし、潤いを感じられる水辺空間の演出に努める。</p>

改正点④の詳細 堺環濠都市地域の基準強化

項目		景観形成の基準															
C1. 建築計画 /敷地	C1-3 屋外付帯施設 (駐車場、駐輪場、ゴミ置き場、受水槽など)	-屋外付帯施設は、できるだけ通りからめだたないように配置する、または植栽によりめだたないように工夫するなど、通りから直接見えないように配慮する。 -屋外付帯施設は建築物本体と一体化したデザイン、または本体に組み込むようなデザインとする。															
C2. 建築計画 /建築物	C2-1 建築物の形態・意匠	-建築物は、全体として統一感のある形態・意匠とする。 -壁面の分節化や色彩の配慮などを行い、周辺に対する圧迫感の軽減に努める。 -まちなみに統一感ができるよう、隣接する建築物とのスカイラインを意識した意匠とするなど、調和に配慮した形態・意匠とする。 -大小路筋や大道筋沿いにおいては、都心部のにぎわいに寄与するよう、質の高いデザインや魅力あるまちなみ形成に努める。 -町家が点在する北部や寺社が点在する東部および南部、紀州街道などの街道沿いにおいては、町家や寺社といった歴史的な建築物にみられる漆喰・板塀といった伝統的な材料や色彩の特徴、壁の位置などに配慮した形態・意匠とする。															
	C2-2 外壁の材料	-外壁の材料は、耐久性があり、汚れにくく、変色しにくいものとする。また、光の反射による眩しさに配慮した材料とする。 -町家が点在する北部や寺社が点在する東部および南部、紀州街道などの街道沿いにおいては、町家や寺社等で見られる伝統的な材料（木材や漆喰等）との調和に配慮する。															
	C2-3 外壁の色彩	-外観の色彩は、堺環濠都市地域の特性に十分配慮し、周辺と調和するものを用いる。 -高明度の外壁は、光の反射による眩しさを考慮し、壁面の仕上げを工夫する。 【外壁（大規模建築物 ※1）】 -ベースカラーは見付面積（張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積）の 1/3 以上で用いられている色彩とし、その色彩の基準は次の表の通りとする。 <table border="1" data-bbox="507 1268 1041 1499"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>YR（橙）系</td> <td>6 以上</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>R（赤）、Y（黄）系</td> <td>6 以上</td> <td>3 以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>6 以上</td> <td>2 以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色</td> <td>6 以上</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> -サブカラーを用いる場合は、ベースカラーを引き立て建築物等全体の表情に変化をつける色彩として、ベースカラーとの明度差を 2 以内とする。ただし、彩度はベースカラーの基準内とする。使用する範囲は見付面積の 1/3 以下とする。 -ベースカラーとサブカラーに当てはまらない色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして、見付面積の 1/20 以下の範囲で使用するものとする。 -写真やイラスト、図形などを用いて構成された部分については、アクセントカラーとみなす。 -色相及び明度・彩度が近接した複数色からなるタイルまたは素材の性質上均一な色味を出すことが難しい素材（木材や石など）で構成されている色彩は、その平均を扱うものとする。 -ルーバーや建具、ガラス、建築設備等については、外壁としてサブカラーやアクセントカラーとみなす場合がある。	色相	明度	彩度	YR（橙）系	6 以上	4 以下	R（赤）、Y（黄）系	6 以上	3 以下	上記以外	6 以上	2 以下	無彩色	6 以上	-
色相	明度	彩度															
YR（橙）系	6 以上	4 以下															
R（赤）、Y（黄）系	6 以上	3 以下															
上記以外	6 以上	2 以下															
無彩色	6 以上	-															

項目		景観形成の基準								
C2. 建築計画 /建築物	C2-3 外壁の色彩	<p>【外壁（中規模建築物 ※2）】</p> <p>-ベースカラーは見付面積の最も多く用いられている色彩とし、その色彩の基準は次の表の通りとする。</p> <p>-アクセントカラーを用いる場合は、見付面積に対し、できる限り小さい範囲で使用するものとし、効果的に使用する。</p> <table border="1" data-bbox="1938 537 2326 722"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>YR（橙）系</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>R（赤）、Y（黄）系</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>2 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 大規模建築物：次のいずれかに該当（増築・改築後に以下の規模になるものを含む） 建築物の高さが 15mを超えるもの／地上 6 階以上のもの／延べ面積が 3,000 m²を超えるもの ※2 中規模建築物：次のいずれかに該当（増築・改築後に以下の規模になるものを含む） 建築物の高さが 10mを超えるもの／地上 4 階以上のもの／延べ面積が 500 m²を超えるもの</p>	色相	彩度	YR（橙）系	6 以下	R（赤）、Y（黄）系	4 以下	上記以外	2 以下
色相	彩度									
YR（橙）系	6 以下									
R（赤）、Y（黄）系	4 以下									
上記以外	2 以下									
C3. 建築計画 /付帯設備等	C3-1 屋上付帯設備等 (塔屋、屋上設備)	-スカイラインの連続性に配慮し、塔屋や屋上設備はその突出部分を最小限とし、また建築物の主体部分と一体のデザインとするなどめだたないよう配置・意匠を工夫する。								
	C3-2 屋外階段・外壁付帯設備 (室外機、樋等)	-屋外階段はできるだけ通りから見えない位置に設置し、また形態、意匠、材料などの工夫により建築物との一体的なデザインとする。 -外壁付帯設備は、壁面と同色とする、めかくしを行うなど、めだたない工夫をする。特に、室外機は床置きとするなど通りから見えないよう配置する。								

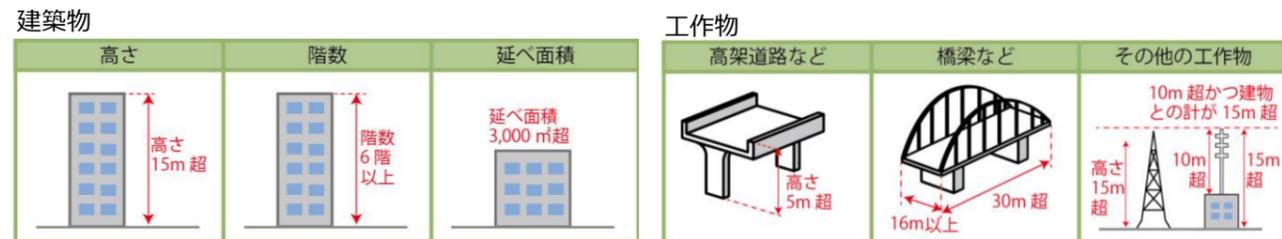
改正点⑤の詳細 行為の制限（景観形成の基準）改正点

■全市域における届出対象規模

行為の種類	対象規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 ※1	次のいずれかに該当するもの（増築・改築後に以下の規模になるものを含む） 建築物の高さが 15mを超えるもの / 地上 6 階以上のもの 延べ面積が 3,000 m ² を超えるもの
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 ※2	高架道路等 地上からの高さが 5mを超えるもの
	橋梁等 幅員が 16m以上、又は延長が 30mを超えるもの
	上記以外の工作物 次のいずれかに該当するもの 高さが 15mを超えるもの / 建築物に設置する場合で、その高さが 10mを超え、かつ建築物との合計高さが 15mを超えるもの

※ 1）建築物の増築、改築については、増築又は改築をする部分の床面積の合計が、既存の建築物の延べ面積の 10 分の 1 を超えるもの。また建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更については、当該外観の変更面積が従前の外観の見付面積の 3 分の 1 を超えるもの。

※ 2）工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更については、当該外観の変更面積が従前の外観の見付面積の 3 分の 1 を超えるもの。



■大規模建築物等の景観形成の基準

① 建築物

項目	景観形成の基準
A. 地域特性	-建築物等が立地する地域の特性に配慮し、景観形成方針に則った計画とする。
B. まちなみ	B-1 周辺との調和 -周辺建築物の壁面の位置、高さや低層部の軒高、外壁の意匠や材料などを考慮し、調和の取れたまちなみ形成を図る。 -特に、人の目につきやすい低層部については、形態・意匠に加え、外構の配置も考慮し、周辺との調和に配慮する。
	B-2 まちかど（交差部）の景観形成 -まちかどに位置する建築物については、人々の目にとまりやすいことから、その場所の特性に十分配慮し、まちかどを印象付けるような形態・意匠とする。 -まちかどでは、植栽の充実を図り、ゆとりと潤いのある空間を創出する。
	B-3 通りの景観形成 -低層部の商業施設などにおいては、まちなみの連続性を意識し、通りのにぎわいを演出するよう意匠とするように努める。 -低層部の壁面を後退し、植栽を配置するなど、ゆとりと潤いのある空間の形成に努める。
C1. 建築計画／配置・外構	C1-1 空地の配置・意匠 -敷地内の境界付近に道路空間などと一体となったゆとりと潤いのある空間を創り出すように、空地の配置・意匠に配慮する。 -敷地内の空地では、植栽の充実や舗装のしつらえの工夫など、潤いのある空間となるように努める。

項目	景観形成の基準
C1. 建築計画／配置・外構	C1-2 敷地の形態・意匠 -敷地の塀・フェンスなどについては、植栽になじむ低明度・低彩度のものとするなど、めだちすぎないような形態・意匠とする。 -敷地には植栽を配置するなど、潤いのある道路空間となるよう配慮する。また、隣地との境界の仕様を工夫し、通りとして緑が連続するように努める。
	C1-3 屋外付帯施設（駐車場、駐輪場、ゴミ置き場、受水槽など） -屋外付帯施設は、できるだけ通りからめだたないように配置する。または植栽によりめだたないように工夫するなど、通りから直接見えないように配慮する。 -屋外付帯施設は建築物本体と一体化したデザイン、または本体に組み込むようなデザインとする。
	C2-1 建築物の形態・意匠 -建築物は、全体として統一感のある形態・意匠とする。 -壁面の分節化や色彩の配慮などを行い、周辺に対する圧迫感の軽減に努める。 -まちなみに統一感ができるように、隣接する建築物とのスカイラインを意識した意匠とするなど、周辺との調和に配慮した形態・意匠とする。
C2-2 外壁の材料	-外壁の材料は、耐久性があり、汚れにくく、変色しにくいものとする。また、光の反射による眩しさに配慮した材料とする。
C2-3 外壁の色彩	-外壁の色彩は、地域特性に十分配慮し、周辺と調和するものを用いる。 -ベースカラーは見付面積（張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積）の 1/3 以上で用いられている色彩とし、その色彩の基準は右の表の通りとする。 -サブカラーを用いる場合は、ベースカラーを引き立て建築物等全体の表情に変化をつける色彩として、ベースカラーとの明度差を 2 以内とする。ただし、彩度はベースカラーの基準内とする。使用する範囲は見付面積の 1/3 以下とする。 -ベースカラーとサブカラーに当てはまらない色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして、見付面積の 1/20 以下の範囲で使用することとする。 -写真やイラスト、図形などを用いて構成された部分については、アクセントカラーとみなす。 -色相及び明度・彩度が近接した複数色からなるタイルまたは素材の性質上均一な色味を出すことが難しい素材（木材や石など）で構成されている色彩は、その平均を扱うものとする。 -ルーバーや建具、ガラス、建築設備等については、外壁としてサブカラーやアクセントカラーとみなす場合がある。 -高明度の外壁は、光の反射による眩しさを考慮し、壁面の仕上げを工夫する。
C3. 建築計画／付帯設備等	C3-1 屋上付帯設備等（塔屋、屋上設備） -スカイラインの連続性に配慮し、塔屋や屋上設備はその突出部分を最小限とし、また建築物の主体部分と一体のデザインとするなどめだたないよう配置・意匠を工夫する。
	C3-2 屋外階段・外壁付帯設備（室外機、樋等） -屋外階段はできるだけ通りから見えない位置に設置し、また形態、意匠、材料などの工夫により建築物と一体的なデザインとする。 -外壁付帯設備は、壁面と同色とする、めかくしを行うなど、めだたない工夫をする。特に、室外機は床置きとするなど通りから見えないよう配置する。

色相	明度	彩度
YR（橙）系	6 以上	4 以下
R（赤）、Y（黄）系	6 以上	3 以下
上記以外	6 以上	2 以下
無彩色	6 以上	-

改正点⑤の詳細 屋外広告物による景観形成改正点

■屋外広告物と景観

広告塔や看板などの屋外広告物は都市景観の重要な要素であり、必要な情報の提供や道先案内、にぎわいの創出などさまざまな役割をもっています。その一方で、無秩序な掲出や過剰な色彩、突出したデザインなど、掲出の仕方やその形態・意匠によっては、良好なまちなみなどの都市魅力を損なう原因ともなり、都市景観に大きな影響を与えることになります。

また、通行の妨げとなる広告物や正しく管理されておらず落下や倒壊の危険がある広告物は、通行する人に危害を与える可能性もあります。近年自然災害が日本各地で発生しており、各地の屋外広告物にも多くの被害をもたらしています。屋外広告物の落下や倒壊が生じると、人命に関わる被害が発生する可能性もあることから、屋外広告物の所有者等は定期的に安全点検を実施するなど、適切に維持管理する必要があります。

本市では、平成7年（1995年）の堺市屋外広告物条例制定以降、許可制度の運用により、景観誘導を行ってきました。平成27年（2015年）には百舌鳥古墳群の世界遺産登録に向けて、堺市屋外広告物条例を改正し、百舌鳥古墳群周辺地域を広告景観特別地区に指定しました。百舌鳥古墳群周辺地域では、屋上広告物を禁止するなどの規制を行い、さらに基準に合わない広告物の適正化に取り組んでいます。市域全域においても、土地利用に応じて広告物の大きさや高さなどに基準を設けることで、それぞれの地域に応じた景観誘導を図っています。



屋外広告物の板面の破壊

今後は、良好な景観の形成に向けて広告物の色彩やデジタルサイネージ等に対する配慮を求めます。

地域の特徴や周辺景観との調和に配慮したきめ細かな景観形成に向けては市民・事業者と行政が共通認識を持ちながら、良好な景観形成に取り組むことが必要であることから、更なる周知啓発に取り組めます。また、景観についての助言・指導や許可の手続きを通じ、市民・事業者・行政の協力と連携のもと、美しいまちなみの形成及び安全に配慮した掲出を促進し、本来の広告物の役割の発揮と、魅力ある都市景観の形成に取り組めます。

■屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

屋外広告物は、建築物・工作物等とあわせて一体的に景観形成を図る必要があります。また、大規模な屋外広告物を掲出する際には、特に適切な維持管理が重要となります。そこで、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関して以下のとおり定めます。

① 対象行為及び規模

行為の種別	対象規模
広告物の表示、移転若しくは色彩の変更又は広告物を掲出する物件の設置、修繕若しくは色彩の変更	一の建築物又は一の掲出物件における表示面積の合計が40㎡を超えるもの

② 配慮事項

広告物に対する配慮	<ul style="list-style-type: none"> -表示しようとする広告物が建築物及び周辺の景観に調和し、かつ、全体として良質な意匠となるよう工夫すること -広告物の掲出位置、デザイン、色使い等に統一感を図ること -隣接する道路の沿道への掲出をできる限り控えること -情報の重複を避け、必要最小限の掲出とすること -照明や発光を伴うものは、明るさを抑え、過剰な点滅を控えるよう努めること -信号の視認性、歩行者・自転車の通行の妨げにならないよう見通しや安全に配慮した掲出とすること -点検のしやすさや対候性・耐久性を考慮し、安全性に配慮した設計とすること
-----------	--

改正点⑤の詳細 住民主体の景観形成に向けた活動

景観形成にあたっては、市民・事業者・行政など景観形成の多様な主体が、地域の将来像を共有し、互いに連携して取組を進める必要があります。また、市民や事業者は日々の暮らしや活動を通じて、地域の景観が創り出されていることを理解し、自らが担い手となって景観を形成する意識をもつことが大切です。特に、都市の景観向上においては、自然景観の保全に向けた取組や、町家の活用・修景、地域の歴史資源の調査・発掘、沿道のイルミネーション、コミュニティレベルでの緑化や美化活動など、住民が主体となって行う取組が果たす役割が大きくなります。良好な景観形成とその保全を図るため、地域の景観に関する対話を通じて課題やめざすべき姿を共有しながら、取組を継続的に進めることが重要です。

■景観形成を先導する担い手の育成

地域において、市民や事業者が主体となって景観形成の取組を進めるためには、その担い手となる主体の存在が重要です。こうした主体の育成につながる、市民や事業者の景観に関する理解や関心を高めるため、さまざまな周知啓発に取り組めます。

1) 景観に関するPR,情報発信

本市のウェブサイトやSNS、広報などを活用して、景観に関する情報や取組を積極的に発信し、景観形成の意義や重要性、具体の制度内容等について周知啓発を図ります。

また、本市からの発信だけでなく、市民や事業者とともに学び、意見交換ができる場として出前講座や勉強会等のイベントなどにも取り組めます。

2) 表彰イベントの開催

景観形成に向けた市民や事業者の意欲を高めるために、すぐれた景観を有する建築物や、美しいまちなみ形成に取り組む活動などを表彰する「堺市景観賞」を平成6年（1994年）から実施しています。今後も、景観形成に向けた意欲の向上につながる表彰イベントに取り組めます。

3) 法人や団体による取組の促進

先導的な取組を行う団体や法人に対しては、景観法に基づく景観整備機構の指定を行います。また、さまざまな主体が参画し、景観について幅広く協議したりする仕組みとして、景観協議会の活用を図るなど、市民や事業者をはじめとする多様な主体による景観形成の取組を促進します。

■自主的な地域活動の支援

地域において、主体的に良好な景観形成を具体的に進めるにあたっては、下記の制度を用意し、市民や事業者の活動を支援します。

1) 景観形成に関する地域活動の支援

景観に関する専門家の派遣による相談・助言や地域活動に対する助成などにより、住民主体の取組を支援し、市民・事業者・行政が協働して地域活動を進めます。

また、市民や企業などからの寄附金を活用したNPO法人の公益的活動に対する助成や、歩道などの公共スペースを市民や事業者が引き受けて自主的な環境美化活動を行うアドプト制度など、幅広い活動に対する支援制度を活用しながら、景観に配慮した取組を進めることで、コミュニティレベルからの景観形成を促進します。

2) 地域の景観形成に関するルール化の支援

地域の良好な景観を維持・保全するため、自主的にルールを定めようとする地域住民を支援します。ルール化の実効性を担保する手法として、景観法に基づく景観協定、景観地区や都市計画法に基づく地区計画、建築基準法に基づく建築協定などを活用しながら、その地域の景観形成に関するルールを設定し、住民主体の景観形成の実現を図ります。



令和元年（2019年）度景観賞受賞景観活動



令和4年（2022年）度景観賞受賞建築物

